

教 職 第 7 8 2 号  
令和4年（2022年）7月22日

各道立学校長 様

教 育 部 長

感染拡大防止に向けた再点検等について（通知）

7月21日に開催された北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第118回本部会議において、全国的に感染が急拡大し、道内においても感染者数の増加傾向が続いている中、これから夏のシーズンが本格化することから、道民に対し、「普段から」、「飲食の場面」、「感染に不安を感じる時」の3つの行動のより一層の徹底を呼びかけるとともに、事業者の方々に対し、感染者数の増加局面にあっても様々な社会的な機能を維持していくことが重要であるという観点から、事業継続計画の策定や再確認を呼びかけていくこととされたところです。

については、各学校において、所属職員に対し、別紙「職員の感染防止・拡大防止対策」の徹底を周知するほか、地域の感染状況を踏まえ、授業、部活動や各種行事等の教育活動を継続するため業務継続計画の再確認を行い、必要に応じて見直すようお願いいたします。

総務政策局総務課人事係  
教職員局教職員課サービス制度係  
教職員局福利課健康管理係

## 職員の感染防止・拡大防止対策

### 1 職員の健康管理

- ・ 「三つの「密」（密閉、密集、密接）」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 令和3年4月19日付け教福第71号通知により健康観察シートや健康観察アプリ等を活用し、毎朝体温チェックを行うなど体調管理を徹底すること。
- ・ 発熱など風邪の症状が見られたときはもとより、体調に変化が見られたときは、出勤を控えるなど、症状に応じた適切な対応をとること。
- ・ 重症化リスクの高い職員（高齢な職員や基礎疾患を有する職員等）は、慎重な行動を徹底すること。
- ・ 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部において、道民に対し要請している感染拡大防止対策の取組を遵守すること。

### 2 職場での感染防止対策

- ・ 職員机間や会議用テーブルにアクリル板等による仕切りを設置すること。
- ・ 機械換気設備がない場合、体調管理に留意した定期的な換気を実施すること。
- ・ 電話、パソコンなど、職員が触れることがある物品・機器等については、複数人での共用をできる限り回避し、こまめに消毒すること。
- ・ 職場内における打合せなどは、できる限り少人数で短時間とすること。
- ・ 職員や同居する家族等に感染が疑われPCR検査を受検する際は、職場やトイレなど共有箇所を速やかに消毒すること。
- ・ 濃厚接触者として想定される職員を確認の上、出勤抑制すること。
- ・ 昼食は、会話を慎み、食事等が終わったら、直ちにマスクを着用すること。
- ・ 「うがい・歯磨き」をする際は、飛沫感染防止を徹底すること。